

令和3年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第1号	令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）	1
議案第2号	令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3
議案第3号	権利の放棄について	5
議案第4号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第5号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第6号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第7号	愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第8号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第9号	令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	43
議案第10号	令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	47

議案第1号

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算(第3号)

令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,631,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月12日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,385,802	△21,757	1,364,045
	1 負担金	1,385,802	△21,757	1,364,045
5 繰越金		72,590	22,666	95,256
	1 繰越金	72,590	22,666	95,256
歳入合計		1,630,110	909	1,631,019

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		790,212	909	791,121
	1 総務管理費	789,958	909	790,867
歳出合計		1,630,110	909	1,631,019

議案第 2 号

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,093,323 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 889,458,629 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によ
る。

令和 3 年 2 月 12 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		172,931,616	△123,156	172,808,460
	1 市町村負担金	172,931,616	△123,156	172,808,460
2 国庫支出金		259,887,455	141,224	260,028,679
	2 国庫補助金	55,401,759	141,224	55,542,983
8 繰越金		18,626,719	2,075,255	20,701,974
	1 繰越金	18,626,719	2,075,255	20,701,974
歳入合計		887,365,306	2,093,323	889,458,629

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 特別高額医療費共同事業 業拠出金		263,311	79,139	342,450
	1 特別高額医療費共同事業 拠出金	263,311	79,139	342,450
6 諸支出金		11,357,462	18,068	11,375,530
	1 償還金及び還付加算金等	11,357,461	18,068	11,375,529
7 予備費		5,099,800	1,996,116	7,095,916
	1 予備費	5,099,800	1,996,116	7,095,916
歳出合計		887,365,306	2,093,323	889,458,629

議案第3号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するものとする。

令和3年2月12日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

記

1 放棄する権利

平成22年3月から平成24年4月までの間の診療分として保険医療機関から誤って請求された診療報酬の返還金に係る債権

2 相手方

住所 名古屋市西区笹塚町1丁目31番地（炭家笹塚C号）
氏名 水上 哲秀

3 放棄する金額

834,057円

4 放棄の理由

当該債権は、平成29年1月17日に相手方の破産手続が終結し免責の許可が決定されており、今後も回収の見込みがないため。

提案理由

この案を提出するのは、診療報酬の返還金に係る債権を放棄するため必要があるからである。

議案第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月12日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

会計年度任用職員の採用及び押印の見直しに伴い規定を整備するた
め、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年
広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「職員の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの
宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをす
ることができる。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 12 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

会計年度任用職員の採用に伴い、非常勤職員の育児休業等に関する規
定を整備するため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）」を、「第10条第1項及び第2項」の次に「（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「この規定を同法」を「これらの規定を育児休業法」に、「の規定に基づき」を「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更

新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに
伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とする。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6
条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを
希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改
め、同条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子
の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳
到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業
法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において
「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職
員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期
間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当
該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1
歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日
から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1
歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出
生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65
条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子につい
て育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を
経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員
が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる

場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合長が規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日と

する育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「その他」を「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「その他」を「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

第7条第1項中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項中「（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「第22条の2第1項に規定する職員」に、「6箇月」を「6月」に改める

第8条中「職員（）」の次に「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規

定する」を加え、「部内の」を削り、「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて」を「広域連合長が規則で定めるところにより、」に改める。

第10条第7号中「その他」を「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

第11条中「規則」を「広域連合長が規則」に、「限る。）」を「限る。ただし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）」とする。」に改める。

第12条中「規則」を「広域連合長が規則」に改める。

第13条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「勤務時間」の次に「（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）」を加え、同条第2項中「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）第21条第1項第8号に掲げる原因に基づく特別休暇」を「勤務時間条例第14条の規定により広域連合長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第19条見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第1項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、「給与額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額）」を加え、同条第2項を削る。

第21条中「規則」を「広域連合長が規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月12日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

提案理由

会計年度任用職員の採用に伴い、会計年度任用職員に支給する報酬の
基準となる常勤職員の給料の額等を定める必要があるため、この条例を
定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料表の種類は、別表第1に定める行政職給料表」を「給料は、別表第1及び別表第2に定める給料表」に改め、同条第2項中「行政職給料表」を「給料表」に、「すべて」を「全て」に改める。

第7条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項又は第5項」に改める。

第10条第2項中「受ける」を「属する職務の級における最高の号給の」に改め、「支給割合を乗じて得た額とする」を削る。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行政職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第12条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がな

い職員に前項第1号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 第13条第2項中「100分の10」を「100分の8.5」に改める。

第14条第1項ただし書を削り、同項第1号中「第3号」を「次号」に、「1万2,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「1万2,000円」を「16,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第1号ア中「2万3,000円」を「27,000円」に、「1万2,000円」を「16,000円」に改め、「（その額が3,500円未満のときは3,500円）」を削り、同号イ中「2万3,000円」を「27,000円」に、「1

万6,000円」を「17,000円」に、「1万1,000円」を「11,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第16条第2項中「3万円」を「30,000円」に、「7万円」を「70,000円」に改める。

第17条第5項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第19条第3項第1号中「1万円」を「15,000円」に、「同項の規定による」を「当該」に改め、同項第2号中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第20条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「以前6箇月」を「以前6か月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月以上6箇月」を「5か月以上6か月」に改め、同項第3号中「3箇月以上5箇月」を「3か月以上5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第21条第1項第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第23条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項第1号中「100分の75」を「100分の95」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の45」に改める。

第25条第2項中「（結核性疾患による場合にあっては、1年）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

第28条第6項中「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,600	200,200	237,100	270,500	296,700	326,900	371,600	417,900
	2	150,700	202,000	238,700	272,400	298,900	329,100	374,300	420,400
	3	152,000	203,900	240,200	274,200	301,100	331,500	376,700	422,900
	4	153,100	205,700	241,900	276,400	303,100	333,700	379,400	425,400
	5	154,200	207,300	243,300	278,100	305,000	336,000	381,300	427,300
	6	155,300	209,100	245,000	280,000	307,200	338,000	383,900	429,700
	7	156,500	210,900	246,600	281,800	309,500	340,300	386,300	431,800
	8	157,600	212,800	248,200	283,900	311,500	342,500	388,800	434,100
	9	158,600	214,400	249,300	285,900	313,400	344,500	391,300	436,100
	10	160,100	216,300	250,900	287,900	315,800	346,700	394,000	438,300
	11	161,400	218,100	252,500	289,900	318,100	348,800	396,700	440,400
	12	162,700	220,000	253,800	291,800	320,400	351,000	399,500	442,600
	13	163,900	221,400	255,400	293,900	322,600	352,900	401,900	444,300
	14	165,500	223,200	256,800	295,800	324,700	354,900	404,300	446,200
	15	167,000	225,000	258,200	297,800	327,000	357,000	406,500	448,200
	16	168,700	226,800	259,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300
	17	169,900	228,600	261,100	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200
	18	171,400	230,300	262,700	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000
	19	173,000	231,900	264,400	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900
	20	174,500	233,600	266,200	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600
	21	175,800	235,000	267,900	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500
	22	178,600	236,700	269,600	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000
	23	181,200	238,400	271,300	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400
	24	183,900	240,000	272,900	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000
	25	186,600	241,000	274,800	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400
	26	188,300	242,600	276,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700
	27	190,000	244,000	278,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100
	28	191,700	245,200	280,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300
	29	193,200	246,500	281,900	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300
	30	195,000	247,700	283,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000
	31	196,800	248,700	285,500	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900
	32	198,600	250,000	287,000	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600
	33	200,200	251,300	288,600	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300
	34	201,600	252,300	290,500	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100
	35	203,200	253,500	292,400	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800
	36	204,700	254,900	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400
	37	206,000	255,800	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000
	38	207,400	257,100	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600
	39	208,600	258,400	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200
	40	209,900	259,700	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800
	41	211,300	261,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300
	42	212,600	262,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800
	43	213,900	263,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200
	44	215,200	265,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500
	45	216,400	266,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800
	46	217,700	267,500	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400
	47	219,000	268,800	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800
	48	220,400	269,900	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100
	49	221,500	271,100	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400
	50	222,600	272,200	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900
	51	223,600	273,500	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300
	52	224,800	274,800	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600
	53	225,900	275,900	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900
	54	226,900	277,000	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200	
	55	227,800	278,300	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600	
	56	228,900	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900	

再任用職員 以外の職員	57	229,200	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200
	58	230,000	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700
	59	230,800	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000
	60	231,500	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300
	61	232,200	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600
	62	233,300	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000
	63	234,100	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300
	64	234,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600
	65	235,600	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900
	66	236,300	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000	
	67	237,300	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300	
	68	238,300	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600	
	69	239,000	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800	
	70	239,600	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200	
	71	240,100	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500	
	72	240,800	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800	
	73	241,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000	
	74	242,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300	
	75	242,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600	
	76	243,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800	
	77	244,100	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000	
	78	244,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300	
	79	245,600	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600	
	80	246,100	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800	
	81	246,600	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000	
	82	247,300	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300	
	83	248,000	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600	
	84	248,700	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800	
	85	249,300	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000	
	86	250,100	299,400	347,600	387,300	400,700		
	87	250,800	299,700	348,200	387,700	401,000		
	88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200		
	89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400		
	90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700		
	91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000		
	92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200		
	93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400		
	94		302,000	350,800	390,700			
	95		302,300	351,300	391,100			
	96		302,700	351,700	391,500			
	97		302,900	351,900	391,800			
	98		303,200	352,400				
	99		303,600	352,800				
	100		304,000	353,100				
	101		304,200	353,400				
	102		304,500	353,800				
	103		304,900	354,200				
	104		305,300	354,600				
	105		305,500	355,100				
	106		305,800	355,500				
	107		306,200	355,900				
	108		306,500	356,400				
	109		306,700	356,900				
	110		307,100	357,300				
	111		307,500	357,600				
	112		307,800	357,900				
	113		308,000	358,400				
	114		308,200					
	115		308,500					
	116		308,900					
	117		309,100					
	118		309,400					

	119		309,700						
	120		310,000						
	121		310,400						
	122		310,600						
	123		310,900						
	124		311,200						
	125		311,500						
再任用職員		192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	197,000	246,000	269,000	294,000	338,000	383,100
	2	170,700	199,200	247,800	270,000	295,700	340,200	385,700
	3	172,200	201,300	249,700	271,000	297,400	342,200	388,500
	4	173,700	203,400	251,500	272,100	299,200	344,500	391,200
	5	175,100	205,500	252,900	272,600	301,000	346,500	393,400
	6	176,600	207,900	254,300	273,600	302,800	348,700	395,900
	7	178,200	210,200	255,400	274,400	304,500	350,800	398,200
	8	179,700	212,500	256,700	275,400	306,300	353,000	400,600
	9	180,900	214,800	257,700	276,500	308,200	354,500	402,600
	10	182,700	216,300	258,800	277,200	310,000	356,600	404,800
	11	184,300	217,700	259,700	278,300	311,700	358,500	407,000
	12	185,900	218,900	260,600	279,600	313,400	360,600	409,400
	13	187,300	220,400	261,800	280,900	315,000	362,500	411,300
	14	189,300	221,800	263,000	282,000	316,600	364,600	413,400
	15	191,400	223,300	263,800	283,200	318,500	366,800	415,600
	16	193,400	224,600	264,800	284,700	320,300	368,800	417,900
	17	195,600	226,000	265,300	286,000	322,000	370,900	419,900
	18	197,700	227,500	266,200	287,300	323,700	372,900	422,200
	19	199,900	229,100	267,300	288,400	325,400	375,100	424,400
	20	202,000	230,600	268,100	289,600	327,200	377,200	426,600
	21	204,100	231,700	269,000	291,200	328,600	379,000	428,500
	22	206,300	233,500	269,900	292,900	330,100	381,100	430,500
	23	208,600	235,200	270,800	294,200	331,700	383,300	432,300
	24	210,800	237,000	271,900	295,500	333,200	385,300	434,300
	25	212,800	238,300	273,100	296,900	334,600	387,400	436,000
	26	214,100	240,000	274,000	298,500	336,100	389,000	437,700
	27	215,300	241,800	275,300	300,200	337,600	391,000	439,400
	28	216,700	243,500	276,500	301,800	339,300	392,900	441,000
	29	217,900	245,100	277,700	303,100	340,400	394,800	442,400
	30	219,000	246,600	279,100	304,700	341,900	396,500	443,700
	31	220,400	247,900	280,700	306,400	343,300	398,400	445,300
	32	221,600	249,000	282,000	308,100	344,900	400,300	446,900
	33	222,900	250,300	283,600	309,600	346,500	402,000	448,600
	34	224,300	251,400	285,100	311,100	348,100	403,800	450,300
	35	225,600	252,300	286,300	312,700	349,700	405,600	451,700
	36	226,900	253,400	287,500	314,400	351,200	407,300	453,100
	37	228,000	254,400	289,200	315,700	353,000	409,000	454,200

	38	229,500	255,500	290,400	317,100	354,600	410,700	455,600
	39	230,800	256,400	291,800	318,600	356,100	412,600	456,900
	40	232,200	257,500	293,100	320,200	357,800	414,400	458,300
	41	233,200	257,900	294,400	321,700	359,000	415,900	459,400
	42	234,600	258,900	295,900	323,200	360,600	417,500	460,100
	43	236,000	259,800	297,500	324,600	362,100	419,000	460,900
	44	237,500	260,500	299,100	326,100	363,500	420,400	461,500
	45	238,700	261,300	300,400	327,000	365,200	421,500	462,400
	46	240,100	262,200	301,900	328,400	366,200	422,600	463,200
	47	241,500	263,200	303,400	329,800	367,700	423,700	464,000
	48	242,800	264,200	304,900	331,400	369,000	425,000	464,800
	49	243,800	265,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,500
	50	244,900	266,200	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
	51	246,000	267,500	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
	52	247,100	268,700	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
	53	248,000	269,800	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
	54	249,100	271,300	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
	55	250,100	272,600	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
	56	251,100	273,900	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
	57	251,800	275,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
	58	252,800	277,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
	59	253,500	278,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
	60	254,400	279,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
	61	255,200	281,300	321,500	348,200	384,500	437,600	
	62	256,200	282,600	322,900	349,100	385,300	438,100	
	63	257,000	284,100	324,200	350,300	386,200	438,500	
	64	258,000	285,200	325,400	351,600	387,000	439,000	
	65	259,000	286,600	326,800	352,800	387,700	439,600	
	66	259,800	288,200	328,100	354,000	388,400	440,000	
	67	260,900	289,700	329,400	355,200	389,200	440,300	
	68	261,800	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
	69	262,700	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
	70	263,700	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
	71	264,600	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	
	72	265,600	296,900	334,600	360,700	392,500	442,100	
	73	267,100	297,900	336,000	361,500	393,200	442,500	
	74	268,400	299,300	336,700	362,600	393,700	442,900	
	75	269,500	300,500	337,800	363,700	394,300	443,200	
	76	270,600	301,900	339,000	364,900	394,900	443,500	
	77	271,700	303,300	340,200	365,600	395,300	443,900	
	78	272,700	304,600	341,400	366,400	395,900	444,300	
	79	273,900	305,900	342,500	367,200	396,400	444,600	
再任用職員	80	274,900	307,200	343,800	367,900	396,700	444,900	
以外の職員	81	275,900	307,700	344,900	368,500	397,000	445,300	
	82	276,900	308,900	346,000	369,000	397,500	445,700	
	83	278,000	310,100	347,000	369,700	397,900	446,100	
	84	279,100	311,300	348,200	370,200	398,200	446,400	
	85	280,000	312,400	349,100	370,800	398,500	446,800	
	86	280,900	313,700	350,100	371,300	399,100	447,200	
	87	282,000	314,900	351,000	371,900	399,600	447,500	
	88	283,100	316,000	352,100	372,400	400,000	447,800	
	89	284,000	317,300	353,100	372,800	400,300	448,200	
	90	284,900	318,600	353,900	373,200	400,700	448,600	
	91	285,700	319,800	354,700	373,900	401,200	448,900	
	92	286,700	321,000	355,500	374,400	401,600	449,200	
	93	287,600	321,800	356,100	374,700	402,000	449,600	

94	288,700	322,600	356,800	375,200	450,000
95	289,600	323,300	357,500	375,600	450,400
96	290,600	323,900	358,100	375,900	450,700
97	291,200	324,600	358,500	376,500	451,100
98	292,000	324,900	358,900	377,000	
99	292,700	325,500	359,400	377,500	
100	293,600	326,200	359,800	378,100	
101	294,400	326,700	360,300	378,700	
102	295,200	327,300	360,800	379,200	
103	296,000	327,900	361,300	379,700	
104	296,900	328,500	361,700	380,100	
105	297,600	328,900	362,000	380,700	
106	298,100	329,400	362,500	381,200	
107	298,600	329,900	362,900	381,700	
108	299,100	330,400	363,200	382,300	
109	299,300	330,900	363,700	382,900	
110	299,600	331,300	364,200	383,300	
111	299,800	331,600	364,700	383,800	
112	300,200	331,900	365,300	384,300	
113	300,500	332,300	365,800	384,900	
114	300,700	332,700	366,300		
115	301,200	333,100	366,800		
116	301,500	333,400	367,200		
117	301,800	333,600	367,600		
118	302,100	333,900	368,000		
119	302,400	334,300	368,500		
120	302,800	334,500	369,000		
121	303,100	334,700	369,500		
122	303,500	335,100	370,000		
123	303,800	335,400	370,500		
124	304,200	335,700	371,000		
125	304,400	335,900	371,300		
126	304,600	336,200			
127	304,900	336,600			
128	305,400	336,800			
129	305,600	337,000			
130	305,900	337,200			
131	306,300	337,600			
132	306,700	337,800			
133	306,900	338,100			
134	307,200	338,500			
135	307,600	338,900			
136	307,900	339,400			
137	308,100	339,700			
138	308,400	340,100			
139	308,800	340,500			
140	309,100	340,900			
141	309,400	341,200			
142	309,800	341,600			
143	310,200	341,900			
144	310,500	342,300			
145	310,700	342,600			
146	310,900	343,000			
147	311,200	343,400			
148	311,600	343,900			
149	311,800	344,200			

	150	312,000	344,600					
	151	312,300	345,000					
	152	312,600	345,400					
	153	313,000	345,700					
	154	313,200						
	155	313,400						
	156	313,800						
	157	314,100						
	158	314,400						
	159	314,700						
	160	315,000						
	161	315,400						
	162	315,700						
	163	316,000						
	164	316,300						
	165	316,700						
	166	317,000						
	167	317,300						
	168	317,600						
	169	318,100						
再任用職員		240,700	261,500	268,900	279,300	296,000	334,000	379,500

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものに適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 12 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

会計年度任用職員の採用に伴い、会計年度任用職員に支給する報酬等に関する規定等の整備をするため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与及び費用弁償」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

第1条中「職員」を「会計年度任用職員」に、「給与及び費用弁償」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条の見出しを「（報酬及び期末手当）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「給与」を「報酬及び期末手当」に改め、同項ただし書中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「給与」を「報酬及び期末手当」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の見出しを「（基準報酬表）」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計年度任用職員の報酬の額の基準は、1週間当たりの勤務時間を38時間45分とした場合に相当する報酬の月額（以下「基準報酬月額」という。）とし、その金額は別表に掲げる基準報酬表によるものとする。

第3条第2項中「報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、すべての職員」を「基準報酬表は、全ての会計年度任用職員」に改める。

第4条を削る。

第5条見出し中「職務の」を削り、同条中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報酬額）

第5条 会計年度任用職員に支給する報酬額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定に基づき任命権者が定める正規の勤務に対する報酬として月額、日額又は時間額で定める

こととし、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬月額」という。）
- (2) 日額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬日額」という。）
- (3) 時間額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を162.75で除して得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬時間額」という。）

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出しを「（報酬月額、報酬日額又は報酬時間額に係る報酬の支給）」に改め、同条第1項中「報酬」の前に「前条に規定する報酬額に係る」を、「とし」の次に「、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 月額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第1号の規定による報酬月額
- (2) 日額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第2号の規定による報酬日額に、計算期間中の勤務日数を乗じて得た額
- (3) 時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第3号の規定による報酬時間額に、計算期間中の勤務時間数を乗じて得た額

第8条第2項を削り、同条第3項中「報酬が」を「報酬額が」に、「職員」を「会計年度任用職員」に改め、「退職した日までの」の次に「報酬月額に係る」を加え、同項ただし書中「末日までの」の次に「報酬月額に

係る」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「により」の次に「報酬月額に係る」を加え、「報酬額」を「報酬月額に係る報酬の額」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、「ついて、」の次に「時間外勤務に係る」を加え、同条第2項中「前項に規定する」の次に「時間外勤務に係る」を加え、「第14条第1項」を「第12条」に、「の報酬の額」を「の報酬額」に、「を、時間外勤務に係る報酬として支給する」を「とする」に改め、同項ただし書中「職員が」を「会計年度任用職員が」に改め、同項第1号中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「職員に」を「会計年度任用職員に」に、「第14条第1項」を「第12条」に改め、同項ただし書中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第4項中「職員」を「会計年度任用職員」に、「第14条第1項」を「第12条」に、「報酬の額」を「報酬額」に改め、同条を第7条とする。

第12条第1項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、「対して、」の次に「休日勤務に係る」を加え、同条第2項中「規定する」の次に「休日勤務に係る」を加え、「第14条」を「第12条」に改め、同条第3項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 会計年度任用職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)

第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤に係る費用弁償の支給に関し必要な事項は、常勤職員(常時勤務を要する職を占める職員をいう。)の例による。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の例による。

第13条第1項中「の職員」を「の会計年度任用職員」に、「職員にあっては、退職し、又は死亡した日）」を「会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）」に、「第8条」を「第6条」に、「第11条」を「第7条」に、「第12条」を「第8条」に改め、同条第2項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項中「第11条及び第12条」を「第7条及び第8条」に、「掲げる報酬」を「掲げる会計年度任用職員」に改め、同項第1号中「よる報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の月額合計額」を「より報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬月額」に、「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第2号中「よる報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額」を「より報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬日額」に、「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「よる報酬 第7条第3項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額」を「より報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬時間額」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第15条第1項中「月額により報酬を定められている職員」を「会計年度任用職員」に改め、「除き」の次に「、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ」を加え、「前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を」を「当該各号に定める額を報酬月額、報酬日額又は報酬時間額に係る報酬額から」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 月額により報酬額を定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬月額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第2号に定

める勤務1時間当たりの報酬額

(3) 時間額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額

第15条第2項を削り、同条を第13条とする。

第16条見出し中「給与」を「報酬等」に改め、「職員」を「月額により報酬額が定められた会計年度任用職員」に改め、「において」の次に「同条第1項中「給与」とあるのは「報酬月額に係る報酬及び期末手当」とを加え、「及び第3項中「給料」を「中「休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第3項中「休職の期間が満1年に達するまでは、給料」に、「報酬及び」を「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び」に、「報酬」を「報酬月額に係る報酬」と、同条第5項中「給与」とあるのは「報酬及び期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 日額又は時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員が法第28条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときの報酬及び期末手当に関し必要な事項は、月額により報酬が定められた会計年度任用職員との権衡を考慮して広域連合長が規則で定める。

第16条を第14条とする。

第17条中「報酬」を「会計年度任用職員の報酬」に改め、同条を第15条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第3条関係）

基準報酬表

号給	行政職	医療職
	報酬月額	報酬月額
1	149,600 円	169,300 円
2	154,200 円	175,100 円
3	158,600 円	180,900 円
4	163,900 円	187,300 円
5	169,900 円	195,600 円
6	175,800 円	204,100 円
7	186,600 円	212,800 円
8	193,200 円	217,900 円
9	200,200 円	222,900 円

10	206,000 円	228,000 円
11	211,300 円	233,200 円
12	216,400 円	238,700 円
13	221,500 円	243,800 円
14	225,900 円	248,000 円
15	229,200 円	251,800 円
16	232,200 円	255,200 円
17	235,600 円	259,000 円
18		262,700 円
19		267,100 円
20		271,700 円

備考 1 行政職の報酬月額は、医療職の報酬月額の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

2 医療職の報酬月額は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものとして採用された会計年度任用職員に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 12 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

提案理由

平成 30 年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除及び基礎控除の見直しに伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減において意図せざる影響や不利益が生じないように必要な改正を行うため、この条例を定めようとするものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 高齢者保健事業

第4条中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

第13条第1号ア中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改め、同条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第15条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第2項に規定する金額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場

合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

附則第2条中「、第2号及び第3号の規定中「総所得金額」を「中「総所得金額及び」に、「」と、第15条第1項第2号」を「及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号」に、「「同条第2項」を「「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、「同条第2項第1号」に、「第314条の2第2項」を「第314条の2第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第9号

令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,541,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和3年2月12日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,354,745
	1 負担金	1,354,745
2 国庫支出金		123,613
	1 国庫補助金	123,613
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		60,000
	1 繰越金	60,000
6 諸収入		3,157
	1 預金利子	11
	2 雑入	3,146
歳入合計		1,541,517

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		4,098
	1 議会費	4,098
2 総務費		685,956
	1 総務管理費	685,708
	2 選挙費	37
	3 監査委員費	211
3 民生費		850,462
	1 社会福祉費	850,462
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,541,517

議案第 10 号

令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 894,781,614 千円と
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用す
る同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、
20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第 2 項た
だし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場
合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和 3 年 2 月 12 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 河 村 たかし

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		175,505,401
	1 市町村負担金	175,505,401
2 国庫支出金		267,133,214
	1 国庫負担金	209,910,203
	2 国庫補助金	57,223,011
3 県支出金		74,044,402
	1 県負担金	72,579,780
	2 県財政安定化基金支出金	1,464,622
4 支払基金交付金		371,272,525
	1 支払基金交付金	371,272,525
5 特別高額医療費共同事業交付金		268,995
	1 特別高額医療費共同事業交付金	268,995
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		1,757
	1 一般会計繰入金	1,757
8 繰越金		5,099,800
	1 繰越金	5,099,800
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

款	項	金額
10 諸収入		1,455,518
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	5,489
	3 雑入	1,450,027
歳入合計		894,781,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		889,659,683
	1 療養諸費	846,381,721
	2 高額療養諸費	40,461,538
	3 その他医療給付費	2,816,424
2 県財政安定化基金拠出金		331,545
	1 県財政安定化基金拠出金	331,545
3 特別高額医療費共同事業拠出金		384,543
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	384,543
4 保健事業費		4,250,583
	1 健康保持増進事業費	4,250,583
5 公債費		23,957
	1 公債費	23,957
6 諸支出金		131,302
	1 償還金及び還付加算金等	131,301
	2 繰出金	1
7 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		894,781,614

